

学校法人貞静学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人貞静学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、学園の寄附行為に定める理事長、理事、監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、職務手当、その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(役員報酬等の支給及び額)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事（以下「常勤役員」という。）に対しては、役員報酬として月額報酬を支給し、報酬月額は、別表第2-1のとおりとする。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤役員」という。）に対しては、役員報酬として月額報酬を支給し、報酬月額は、別表第2-1のとおりとする。
 - (3) 非常勤役員が、会議出席又はその職務執行のために出勤した場合においては、職務手当として日額報酬を支給し、報酬日額は、別表第2-2のとおりとする。
- 2 第1項第2号及び第3号の報酬には、交通費を含むものとする。
 - 3 書面又は電磁的方法により意思を表明した場合は、報酬を支給する。
 - 4 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。
 - 5 役員が退任し又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が、会議出席又はその職務執行のために出勤した場合は、評議員報酬として日額報酬を支給し、報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(報酬等支給の例外)

第5条 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員の報酬は、毎月月末までに支給する。

2 非常勤の役員及び評議員の報酬等は、翌月末日までに支給する。

(交通費及び費用)

第7条 非常勤の役員及び評議員交通費は、報酬に含むものとする。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学校法人貞静学園役員出張規程に定める。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第8条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第9条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により『学校法人貞静学園 役員報酬等規程』は廃止とする。

別表第1（第3条第1項第1号関係）

常勤役員の報酬額

理 事 長	月 額	60 万円
理 事	月 額	40 万円
監 事	月 額	40 万円

別表第2-1（第3条第1項第2号関係）

非常勤役員の報酬額

理 事	定時理事会等に出席	月額 3 万円
監 事	定時理事会等に出席	月額 3 万円

別表第2-2（第3条第1項第3号関係）

非常勤理事及び非常勤の職務手当額

職 務 手 当	会議出席又は職務執行のために出勤	日額 5,000 円 (含交通費)
---------	------------------	----------------------

別表第3（第4条関係）

評議員の報酬額

評 議 員	評議員会等に出席その他 法人の業務	日額 1 万円
-------	----------------------	---------